NPO法人 八ヶ岳森林文化の会

森林整備事業部作業安全指針 (平成23年4月1日作成)

八ヶ岳森林文化の会は、任意団体として 2002 年に設立され 2010 年に「特定非営利活動法人」として長野県の認証を受け、本年度は記念すべき 10 周年を迎えます。この間に起きた傷害事故は(傷害保険請求)六件発生しており、重大死亡事故にはなっておりませんが二度と事故が起こらないようにするために、森林整備事業部作業安全指針をつくりこれに基づいて「伐倒作業基本技術」「作業安全マニュアル」を守り作業を行うものとする。

1 一般作業安全指針

ボランティアとして作業に参加する者は、あくまで個人の自発的な意思による参加であることを前提とし別紙「誓約書」を必ず提出するものとする。作業の安全については、各人が自己責任の原則のうえに立って、危険をさけるための知識や経験を身につけ、事故のない楽しい作業を心がける必要がある。

当会は作業に関わるボランティアに対し、安全の知識や経験を身につけるための講習会等を行うが、作業に参加する判断は、ボランティア自身が自らの身体能力と作業への習熟の度合いを考慮し、決めなければならない。その判断においては、安全を優先して考慮し、作業において自らの安全を確保できないと判断した場合は、作業に関わってはならない。以下に、安全のために守るべき最低限の事項を定める。

2 責任者の指示に従う

森林整備事業部正・副部長又はリーダーの指示に従う。

チェーンソー、ノコ、ナタ、などの道具を扱うため、独自な判断での行動は危険である。 事故を防ぐために、正・副部長又はリーダーの指示に従う。

3 作業にあった服装・作業日報

森林では、長袖、長ズボン、を着用する。作業靴、登山靴又は地下タビ等を着用。 作業の日報記録は責任者が行うが、作業内容と使用する道具について使用法が分からない 場合は使用前に確認する。作業前に危険を予知し注意しながら作業に取り組む。

4 作業前の安全打ち合わせ・反省まとめの会

毎日の作業開始前に、作業手順、作業配置、作業上特に注意すべき作業内容等を伝達し、 作業で予測される危険を全員で共有する。作業終了後反省まとめの会を行う。

5 道具

使い方を知らない道具は使用前に使い方を確認する。使い方が分からない場合は使用しない。安全上問題ないか各自で確認する。刃物を持ち歩くときは、注意を怠らない。道具を山林等に放置すると事故の原因となるため、作業終了後は道具を片付け、紛失した場合は報告する。道具の使用後はメンテナンスを行い、不具合や破損がある場合は報告する。道具は整理整頓に心がける。動力の付いた機械(チェーンソー、刈払機、薪割機、チッパー、林内作業車)を用いる場合は、マシンごとの安全講習を受講しょう。

6 基本動作

作業地は急傾斜で不整地であるため、転倒に注意し利き手は空けておく。また、前後の 人との距離を保ち、斜面を歩くときは、足の裏全体を使って歩く。斜面での作業は、足場 を確保し、不安定な体制を避ける。無理をせず、疲れたら休憩する。

7 体調管理・単独作業禁止

作業前に体調を確認し、体調が悪い場合は作業を控える。作業途中で体調が悪くなった場合は無理をせず、作業を中断する。疲労が蓄積しないよう、適度に休憩をとりながら作業に取り組む。熱中症や脱水症状にならないよう、水分の補給に心がける。

常に 2 人以上のチームを組んで作業を行う。緊急時の連絡のため、チーム内に少なくとも 1 人は携帯電話を持つ者を入れると緊急連絡に便利である。

8 ハチやマムシに注意

作業現場にはスズメバチが生息しており、刺されると人によってはアレルギー反応によって死亡する事がある。巣に近づいたり刺激したりしない。夏から秋にかけて被害が多いので、黒い衣服や香水は身に付けない。マムシにも注意。遭遇した場合、刺された場合等の対処方法を確認しておくこと。

9 新たな作業の開始

新たな作業を始める場合は、作業責任者が作業現場まで行き、現場の安全確認と作業の 注意事項の伝達を行う。その際作業を開始してからしばらくの間は、現場で安全作業が行 われることを確認する。

10 保険

保険名称 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「NPO団体傷害保険」

- ① 保険期間 平成23年4月1日~1年間
- ② 保険料 作業日数、参加登録人数により算定される
- ③ 保障額 死亡保険金 2,000 万 入院 1 日 5,000 円 通院 1 日 3,000 円